

静岡県告示第237号

ICT・サービス関連企業進出事業費等補助金交付要綱（令和5年静岡県告示第220号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第2 定義</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) この要綱において「ICT・サービス関連業」とは、次のいずれかの産業に係る事業をいう。ただし、知事が別に定めるものを除く。</p> <p>ア <u>産業に関する分類（平成25年総務省告示第405号）</u>に定める日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）の大分類に掲げる分類符号Gの情報通信業</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(4)～(8) (略)</p>	<p>第2 定義</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) この要綱において「ICT・サービス関連業」とは、次のいずれかの産業に係る事業をいう。ただし、知事が別に定めるものを除く。</p> <p>ア <u>統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）</u>に定める日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）の大分類に掲げる分類符号Gの情報通信業</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(4)～(8) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。